ロ　前項第二号に規定する事業所の常時使用する従業員が災害が発生した日から六月の間継続して当該災害等特例中小企業者の本来の業務に従事することができなかったことを証する書類
ハ　前項第二号に規定する事業所の所在地の市町村長又は特別区の区長の証明書その他の書類で当該事業所が災害により滅失し、又はその全部若しくは一部が損壊した旨を証するもの
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第二号に係るものに限る。）の参考となる書類
三　前項第三号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロ及びハに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第一号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
ロ　当該災害等特例中小企業者の災害等が発生した日の前日における再生手続等申立事業者に対して有する債権（前項第三号イ(1)に規定する債権をいう。）の額を証する書類（同号イ(1)の事由に該当する場合に限る。）
ハ　当該災害等特例中小企業者の前項第三号イ(2)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における再生手続等申立事業者との取引の数量又は金額を証する書類（同号イ(2)の事由に該当する場合に限る。）
ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第三号ロに規定する期間における売上金額を証する書類
ホ　イからニまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第三号に係るものに限る。）の参考となる書類
四　前項第四号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第二号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
ロ　当該災害等特例中小企業者の前項第四号イ(1)に規定する期間における取引の数量又は金額及び当該期間における指定事業者に関する取引の数量又は金額を証する書類（同号イ(1)の事由に該当する場合に限る。）
ハ　当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書（前項第四号イ(2)の事由に該当する場合に限る。）
ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ロに規定する期間における売上高等を証する書類
ホ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第四号ハに規定する期間における売上高等を証する書類
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第四号に係るものに限る。）の参考となる書類
五　前項第五号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第三号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
ロ　当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書
ハ　当該災害等特例中小企業者の定款
ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類
ホ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第五号ロに規定する期間における売上金額を証する書類
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第五号に係るものに限る。）の参考となる書類
六　前項第六号に係る同項の確認を受けようとする場合は、次に掲げる書類（当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けた場合には、ロからニまでに掲げる書類を除き、当該認定を受けていない場合には、イに掲げる書類を除く。）
イ　当該災害等特例中小企業者が中小企業信用保険法第二条第五項第四号に該当することについて同項の認定を受けたことを証する書類
ロ　当該災害等特例中小企業者の登記事項証明書
ハ　当該災害等特例中小企業者の定款
ニ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号イ(2)に規定する期間における売上高等を証する書類
ホ　当該災害等特例中小企業者の損益計算書その他の書類で前項第六号ロに規定する期間における売上金額を証する書類
ヘ　イからホまでに掲げるもののほか、前項の確認（同項第六号に係るものに限る）の参考となる書類
3　都道府県知事は、前項の確認の申請を受けた場合において、第一項各号のいずれかに該当することについて確認をしたときは様式第二十の七による確認書を交付し、当該確認をしない旨の決定をしたときは様式第二十の八により申請者である災害等特例中小企業者に対して通知しなければならない。
4　都道府県知事は、第一項の確認を受けた災害等特例中小企業者について、偽りその他不正の手段により当該確認を受けたことが判明したときは、その確認を取り消すことができる。
5　都道府県知事は、前項の規定により確認を取り消したときは、様式第二十の九により当該確認を受けていた災害等特例中小企業者にその旨を通知しなければならない。
6　経済産業大臣は、災害等特例中小企業者における経営の承継の円滑化のために必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第三項の確認書の交付を受けた及び前項の規定により通知された災害等特例中小企業者の名称、代表者の氏名その他必要と認める事項に関する情報を求めることができる。
（都道府県知事の認定の特例等）
**第十三条の三**　特定贈与認定中小企業者が前条第一項の確認を受けた場合における第九条第二項第三号、第十二号及び第十三号の規定の適用については、次に定めるところによる。
一　前条第一項の確認（同項第一号に係るものに限る。）を受けた特定贈与認定中小企業者が災害が発生した日以後に第九条第二項第三号、第十二号又は第十三号に規定する事実に該当することとなった場合（同項第十二号及び第十三号については、特別贈与認定中小企業者に限る。）であっても、当該特定贈与認定中小企業者は、これらの事実に該当しないものとみなす。